

## 議案第13号

### 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を改正する条例案

第1条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成4年大阪市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に改め、同条第3項第1号中「100分の135」を「100分の165」に、「100分の155」を「100分の185」に、「100分の175」を「100分の205」に改め、同項第2号中「100分の65」を「100分の75」に、「100分の85」を「100分の95」に改め、同条第5項第1号中「100分の67.5」を「100分の82.5」に、「100分の87.5」を「100分の102.5」に、「100分の77.5」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「100分の32.5」を「100分の37.5」に、「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

第5条第2項中「100分の190」を「100分の197.5」に、「100分の205」を「100分の212.5」に改め、同条第3項中「及びこれに対する地域手当の月額合計額」を削り、同条第4項中「合計額に、その合計額」を「給料の月額に、その額」に改める。

第2条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に改め、同条第3項第1号中「100分の165」を「100分の150」に、「100分の185」を「100分の170」に、「100分の205」を「100分の190」に改め、同項第2号中「100分の75」を「100分の70」に、「100分の95」を「100分の90」に改め、同条第5項第1号中「100分の82.5」を「100分の75」に、「100分の102.5」を「100分の95」に、「100分の92.5」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の35」に、「100分の47.5」を「100分の45」に改める。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条の規定は、平成26年12月1日から適用する。

### (経過措置)

- 3 平成27年6月及び同年12月に改正後の条例第5条第1項の職員（それぞれその基準日現在において特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年大阪市条例第 号）附則第2項から第5項までのいずれかの規定の適用を受ける職員に限る。）に支給すべき期末手当に係る改正後の条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の197.5」とあるのは「100分の190」と、「100分の212.5」とあるのは「100分の205」と、同条第3項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」と、同条第4項中「給料の月額に、その額」とあるのは「合計額に、その合計額」とする。

### (勤勉手当の内払)

- 4 第1条の規定による改正前の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の規定に基づいて職員に支払われた平成26年12月1日を基準日とする勤勉手当は、改正後の条例の規定による同日を基準日とする勤勉手当の内払とみなす。

### (施行の細目)

- 5 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、市長が定める。

平成27年 2 月13日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

一般職員の勤勉手当の支給割合並びに特別職の職員の期末手当の額の算定方法及び支給割合を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（抄）

（第1条による改正関係）

（一般職員の勤勉手当）

第3条 省 略

2 前項に定める職員の勤勉手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に、調査対象期間における欠勤等の日数の区分（第2号に掲げる職員にあっては、1週間当たりの所定の勤務日の日数ごとに設ける調査対象期間における欠勤等の日数の区分）に応じ、それぞれ100分の100を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 再任用職員以外の職員 勤勉手当基礎額に当該職員の勤務成績による割合（地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「育児休業に伴う任期付職員」という。）及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員にあっては、 $\frac{100分の67.5}{100分の82.5}$ ）を乗じて得た額

(2) 省 略

3 前項の職員の勤務成績による割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を超えない範囲内において任命権者が市規則で定めるところにより定めるものとする。

(1) 再任用職員以外の職員（育児休業に伴う任期付職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員を除く。）  $\frac{100分の135}{100分の165}$ （指定職給料表の適用を受ける職員にあっては、 $\frac{100分の100}{100分の155}$ 、課長代理級以上の職員にあっては、 $\frac{100分の175}{100分の205}$ ）

(2) 再任用職員  $\frac{100分の65}{100分の75}$ （課長代理級以上の職員にあっては、 $\frac{100分の85}{100分の95}$ ）

4 省 略

5 第1項に定める職員（育児休業に伴う任期付職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員並びに一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第8条第1項に規定する任期付職員及び同条第2項に規定する任期付短時間勤務職員（以下この項において「任期付職員等」という。）を除く。）に対して支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の総額の合計額を超えてはならない。

(1) 再任用職員以外の職員（任期付職員等を除く。） 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に $\frac{100分の67.5}{100分の82.5}$ （課長代理級以上の職員にあっては、 $\frac{100分の87.5}{100分の102.5}$ ）を乗じて得た額（指定職給料表の適用を受ける職員にあっては、当該職員の勤勉手当基礎額に $\frac{100}{100}$ 分の77.5を乗じて得た額） $\frac{分の77.5}{分の92.5}$

(2) 再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に $\frac{100分の32.5}{100分の37.5}$ （課長代理級以上の職員にあっては、 $\frac{100分の42.5}{100分の47.5}$ ）を乗じて得た額

## 6 省 略

（特別職の職員の期末手当）

## 第5条 省 略

2 前項に定める職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には $\frac{100}{100}$ 分の190、12月に支給する場合には $\frac{100分の205}{100分の212.5}$ を乗じて得た額に、調査対象期間に

おける実勤務日数の区分に応じ、それぞれ100分の100を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第1項に定める職員のうち、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して市規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、その合計額を職務段階等に応じて100分の20を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（抄）

（第2条による改正関係）

（一般職員の勤勉手当）

第3条 省 略

2 前項に定める職員の勤勉手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に、調査対象期間における欠勤等の日数の区分（第2号に掲げる職員にあっては、1週間当たりの所定の勤務日の日数ごとに設ける調査対象期間における欠勤等の日数の区分）に応じ、それぞれ100分の100を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 再任用職員以外の職員 勤勉手当基礎額に当該職員の勤務成績による割合（地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「育児休業に伴う任期付職員」という。）及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員にあっては、 $\frac{100分の82.5}{100分の75}$ ）を乗じて得た額

(2) 省 略

3 前項の職員の勤務成績による割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を超えない範囲内において任命権者が市規則で定めるところにより定めるものとする。

(1) 再任用職員以外の職員（育児休業に伴う任期付職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員を除く。）  $\frac{100分の165}{100分の150}$ （指定職給料表の適用を受ける職員にあっては、 $\frac{100分の185}{100分の170}$ 、課長代理級以上の職員にあっては、 $\frac{100分の205}{100分の190}$ ）

(2) 再任用職員  $\frac{100分の75}{100分の70}$ （課長代理級以上の職員にあっては、 $\frac{100分の95}{100分の90}$ ）

4 省 略

5 第1項に定める職員（育児休業に伴う任期付職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員並びに一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年大阪市条例第18号）第8条第1項に規定する任期付職員及び同条第2項に規定する任期付短時間勤務職員（以下この項において「任期付職員等」という。）を除く。）に対して支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の総額の合計額を超えてはならない。

(1) 再任用職員以外の職員（任期付職員等を除く。） 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員

がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に $\frac{100分の82.5}{100分の75}$ （課長代理級以上の職員にあっては、 $\frac{100分の102.5}{100分の95}$ ）を乗

じて得た額（指定職給料表の適用を受ける職員にあっては、当該職員の勤勉手当基礎額に $\frac{100}{100}$

$\frac{分の92.5}{分の85}$ を乗じて得た額）

(2) 再任用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に $\frac{100分の37.5}{100分の35}$ （課長代理級以上の職員にあって

は、 $\frac{100分の47.5}{100分の45}$ ）を乗じて得た額

6 省 略